

通達甲（生．総．生相）第3号  
平成14年3月28日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

警視庁生活安全相談員運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成 20 年 3 月 通達甲（副監．警．人 1．企 1）第 8 号  
27 年 3 月 同第 10 号  
28 年 3 月 同（生．総．生相）第 3 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁生活安全相談員運用要綱を制定し、平成 14 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 第 1 制定の趣旨

生活安全相談員の適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

### 第 2 制定の要点

- 1 生活安全相談員の任務を定めた。
- 2 生活安全相談員の行う活動を定めた。

## 別添

警視庁生活安全相談員運用要綱

### 第 1 目的

生活安全相談に係る業務（以下「相談業務」という。）に従事する一般職非常勤職員（以下「生活安全相談員」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 準拠

生活安全相談員の運用については、警視庁生活安全相談取扱規程（平成 12 年 3 月 16 日訓令甲第 12 号）、警視庁生活安全相談取扱要綱（平成 12 年 3 月 16 日通達甲（生．

総. 家相) 第 3 号。以下「要綱」という。)、警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程(平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 16 号)等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 3 生活安全相談員の任務

生活安全相談員は、自らの知識、経験等を生かし、都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図ることを任務とする。

### 第 4 生活安全相談員の勤務等

- 1 生活安全相談員は、生活安全総務課にあつては生活安全相談センターにおいて、警察署にあつては生活安全担当課の生活安全相談係又は防犯係において、相談業務に従事するものとする。ただし、相談業務担当幹部(警部補以上の階級にある警察官に限る。以下同じ。)から指示があつた場合は、その指示された場所において業務に従事すること。
- 2 生活安全相談員の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、生活安全総務課長及び警察署長(以下「署長等」という。)は、必要により時差出勤を行わせることができる。
- 3 警察署長は、生活安全相談員の勤務日を指定するに当たっては、要綱第 4 の 1 に定める相談責任者及び相談責任補助者の勤務状況を勘案し、生活安全相談員の計画的かつ効果的運用に努めること。

### 第 5 生活安全相談員の活動

生活安全相談員は、次に掲げる活動を行う。

- 1 生活安全相談の受理及び処理
- 2 関係簿冊の整理及び統計事務
- 3 関係機関等との連絡及び相談業務に関する広報
- 4 その他生活安全相談に関し、署長等が必要と認める事項

### 第 6 活動上の留意事項

生活安全相談員は、活動を行うに当たって、次の事項に留意すること。

- 1 生活安全相談を受理したときは、相談業務担当幹部の指揮を受け、その処理に当たるものとする。  
なお、要綱第 6 に定める重要な生活安全相談を受理したときは、直ちに相談業務担当幹部に報告すること。
- 2 警察官の権限である捜査のための犯歴、身上調査等の照会はしないこと。
- 3 警察官職務執行法(昭和 25 年法律第 261 号)に基づく警告、制止等の権限行使はしないこと。

### 第 7 職員証の携帯及び提示

生活安全相談員は、勤務中、警視庁職員証取扱規程（平成9年3月31日訓令甲第6号）第2条に定める職員証を携帯し、相手から身分の表示を求められたときは、これを提示するものとする。

#### 第8 指揮監督等

署長等及び相談業務担当幹部は、生活安全相談員に対して適切な指揮監督を行うとともに、相談業務に必要な各種法令等の指導教養及び警察倫理教養を計画的に実施するものとする。

#### 第9 報告

警察署長は、生活安全相談員が取り扱った特異な事例、感謝事例等については、その都度書面により生活安全部長（生活安全総務課生活安全相談センター経由）に報告するものとする。